

データ処理契約

本データ処理契約（以下「**本DPA**」という。）は、[顧客名]（以下「**顧客**」という。）とマスターサービス契約（以下「**本契約**」という。）で特定されたContentsquare契約当事者（以下「**Contentsquare**」又は「**当社**」という。）との間で締結される本契約に基づくCSサービス（以下「**CSサービス**」という。）に関連して行われる、Contentsquareによる個人データの処理に関する両当事者の合意を反映するため、本契約の一部を構成する。なお、顧客及びContentsquareを総称して又は個別に「**両当事者**」又は「**当事者**」という。

[オンライン版] 本データ処理契約（以下「**本DPA**」という。）は、該当するマスターサービス契約（以下「**本契約**」といふ。）に基づくCSサービス（以下「**CSサービス**」といふ。）に関連して、本契約で特定されたContentsquare契約当事者（以下「**Contentsquare**」といふ。）によって行われる個人データの処理に関して、Contentsquareと、該当する本注文書に記載された契約当事者（当該会社の関連会社であつて、当該関連会社のためにCSサービスの本注文書が締結された場合には、かかる会社が関連会社であり続ける限り、当該関連会社と合わせて、以下「**顧客**」といふ。）との間で締結された最初の本注文書の開始日の時点で、両当事者の間で締結されている本契約の一部を構成する。なお、Contentsquare及び顧客を個別に又は総称して「**当事者**」又は「**両当事者**」といふ。

本DPAに別段の明示的な記載がない限り、本契約の条件は本DPAに組み込まれるものとし、本DPAに基づいて提起された請求は、本契約の条件に従うものとする。本DPAの特定の条項と本契約の規定との間に矛盾が生じた場合、個人データの処理に関してのみ、本DPAの規定が本契約の矛盾する規定に優先するものとする。

1. 定義

1.1 本DPAにおいて、以下の用語は以下の意味を持つものとする。

「**個人データインシデント**」とは、Contentsquare又はそのサブプロセッサーによって送信、保存又はその他の方法で処理された個人データの偶発的又は違法な破壊、紛失、改ざん、不正開示又はこれへのアクセスを意味し、Contentsquareが認識したものをいう。

「**サブプロセッサー**」とは、Contentsquare及びContentsquareの関連会社が雇用し、Contentsquareの指示又は監督の下で個人データを処理するプロセッサーを意味する。

「**適用データ保護法**」とは、適用のある限度において、

- (i) 2016年4月27日付の個人データに関する自然人の保護及び同データの自由な移動に関する欧州議会及び欧州理事会規則（以下「**GDPR**」といふ。）、2002年7月12日付の電子通信分野における個人データの処理及びプライバシー保護に関する欧州議会及び欧州理事会指令、2018年英国データ保護法、その他EU、欧州経済領域及びその加盟国、イスラエル、英國におけるデータ保護法令、
- (ii) シンガポールの2012年個人データ保護法、日本の個人情報の保護に関する法律、及び
- (iii) 本契約に基づく個人データの処理に適用されるあらゆる地域（国、州、地方、地方の別を問わない。）のプライバシー及びデータ保護に関する法律及び規制（本DPAに基づく個人データの処理に適用される管轄地域固有の条件を含むがこれに限られない。）を意味し、隨時改正、延長、再制定又は解釈されるものとする。

「**標準契約条項**」とは、顧客の置かれている状況に応じて、(i) 2021年6月4日付の欧州委員会の決定（European Commission's decision (EU) 2021/914）（以下「**EU SCCs**」といふ。）に基づく個人データの第三国への移転に関する標準契約条項、又は(ii) 英国情報委員会が2022年3月21日付で発行したEU委員会標準契約条項の国際データ移転補遺条項（以下「**英国SCCs**」といふ。）を意味する。

「**米欧データ・プライバシー・フレームワーク**」とは、(i) 2023年7月10日付で欧州委員会によって採択された、欧州連合（以下「**EU**」といふ。）から米欧データ・プライバシー・フレームワークに基づき認証されたアメリカ合衆国（以下「**米国**」といふ。）の企業に移転される個人データに関する十分性認定メカニズム、及び(ii) 2023年10月12日付で英国政府によって採択された、英国及びジブラルタルから、英国にも拡張された米欧データ・プライバシー・フレームワークに基づき認証された米国企業に移転される個人データに関する、英国にも拡張された米欧データ・プライバシー・フレームワークを意味する。

「**コントローラー**」、「**データ主体**」、「**加盟国**」、「**個人データ**」、「**プロセッサー**」、「**処理**」、「**監督当局**」、及び「**データ保護影響評価**」（以下「**DPIA**」といふ。）は、適用データ保護法における、又は、適用データ保護法において定義されていない場合にはGDPRにおける意味と同じ意味を有する。

1.2 本DPAで定義されていないその他の用語は、本契約における意味を有する。

2. 個人データの処理

2.1 **両当事者の役割** 両当事者は、本DPAの別紙1—処理の詳細に定める目的のための個人データの処理に関して、(i) 顧客が個人データのコントローラーであること、(ii) Contentsquareが個人データのプロセッサーであること、及び(iii) Contentsquareは、Contentsquareサービスプライバシーポリシー（<https://contentsquare.com/privacy-center/services-privacy-policy/>）に定める目的のために、コントローラーとして顧客データを処理する場合があることを了承し、同意する。

2.2 **目的の制限** Contentsquareは、本契約に基づくCSサービスの履行のため、プロセッサーとして、別紙1に定める処理の目的、又は、別途本契約において若しくは両当事者が書面で合意した処理の目的のみのために、個人データを処理する。別紙1は、顧客が使用するCSサービスに応じて、処理の期間、処理の性質及び目的、処理の場所、個人データの種類、及び本DPAに基づいて処理されるデータ主体のカテゴリーをさらに定めている。

2.3 **顧客の指示** 顧客は、適用のある法令に別段の定めがありその限度で当該定めに従う場合を除き、顧客の文書による指示に従ってのみ、すなわち、(i) 本契約及び本DPAに規定され、顧客にCSサービスを提供するために必要な場合、及び(ii) 両当事者が書面によって合意した場合に限り、顧客のために個人データを処理するプロセッサーとして、Contentsquareを任命する。顧客は、必要に応じて、個人データを完全に匿名化、非特定化及び非個人化する権利をContentsquareに付与する。顧客は、CSサービスのさまざまな機能の使用を通じて、Contentsquareが顧客のために実施する個人データの処理についてContentsquareに指示を出していることを理解する。

2.3.1 指示の適法性 顧客は、その指示が適用データ保護法に準拠していることを保証する。第2.3.2条の定めにかかるわらず、顧客は、顧客のビジネス又は業界に適用される法令の決定、及びContentsquareによるCSサービスの提供がContentsquareに適用されない法令の要件を満たすかどうかの決定に関し、Contentsquareが責任を負わないことを了承し、同意するものとする。顧客は、Contentsquareによる顧客データの処理が顧客の指示に従って行われた場合に、Contentsquareが適用データ保護法を含む適用のある法令に違反しないことを確保するものとする。

2.3.2 法律との抵触 Contentsquareが顧客からの指示に従うことができない場合、又はContentsquareの裁量により、処理の指示が適用データ保護法に抵触しているとみなされる場合、Contentsquareは、適用データ保護法に抵触するすべての処理を停止し、関連する詳細とともに速やかに顧客に通知するものとする。両当事者は、発生した問題に対処するための実行可能な解決策を見出すため、誠意を持って協議するものとする。

3. 両当事者の義務

3.1 **データ保護規則への準拠** 顧客は、Contentsquareによる顧客のための個人データの処理に必要なすべての法的根拠を確立しそれを保有することを含む、適用データ保護法に基づく義務を遵守するものとする。顧客は、正確性、品質及び顧客が個人データを収集した手段について単独で責任を負うものとする。

3.2 **情報の収集と同意の取得** 本DPAの第2.1条に従い、顧客は、(i) Contentsquare自身による又はContentsquareの顧客に代わるContentsquareによる個人データの処理に関して、適用データ保護法に基づき要求されるすべての情報をデータ主体に提供したこと、(ii) 法律で義務付けられている範囲で、Contentsquare自身による又はContentsquareの顧客に代わるContentsquareによる個人データの処理についてデータ主体から同意を得ていることを表明し、保証する。顧客は、Contentsquareからの要請により、その証憑を速やかにContentsquareに提供するものとする。Contentsquareは、顧客が関連する情報を提供し、該当する場合には必要な同意を得ていることを確認するために、オンライン監査を実施することができる。Contentsquareは、法律で要求されているすべての情報が提供されていない場合及び同意が得られていない場合には、監査の結果を顧客に通知するものとする。疑義を避けるために付言すると、顧客はコントローラーであり、前述の(i) 及び(ii) を実行する唯一の責任者である。

3.3 データ主体リクエストへの協力

3.3.1 Contentsquareが受領したリクエスト Contentsquareは可能な範囲で、法的に許容される限度において、(i) 本DPAに基づく個人データの処理に関し、Contentsquareがデータ主体から直接適用データ保護法に基づく権利行使の要求又は苦情（以下「データ主体リクエスト」という。）を受け取った場合、不当な遅滞なく顧客に通知するものとし、受領した当該データ主体リクエスト及び関係するデータ主体を、かかる要

求を処理するために顧客に直接紹介するものとし、(ii) 処理の性質を考慮して、Contentsquareは、適用データ保護法に基づきデータ主体リクエストに対応する顧客の義務の履行のため、適切な技術的及び組織的措置によって顧客を支援し、かかるデータ主体リクエストに関する顧客の指示に従うものとする。

3.3.2 顧客が受領したリクエスト 顧客は、本契約及び本DPAに基づく個人データの処理に関連して受領したデータ主体リクエストを、Contentsquareのデータ主体リクエストポータル（<https://contentsquare.com/privacy-center/data-subject-request-portal/>）を通じてContentsquareに転送するものとする。

3.4 DPIA 顧客の合理的な要請に応じて、Contentsquareは、顧客が関連情報にアクセスできない範囲で、また、かかる情報がContentsquareに利用可能な範囲で、顧客がコントローラーとしてCSサービスの使用に関連するDPIAを実施する適用データ保護法に基づく義務を履行するために必要な合理的な協力と支援を、顧客に提供するものとする。あるタイプの処理が自然人の権利及び自由に対する危険をもたらす可能性が高い場合にDPIAを実施する必要があるかどうかを決定するのは、顧客の責任であることが認められている。

3.5 監督当局との協力

3.5.1 事前協議 Contentsquareは、適用データ保護法で要求される限度で、監督当局との協力又は事前協議において、顧客に合理的な支援を提供するものとする。

3.5.2 監督要求 Contentsquareは、本DPAに基づく個人データの処理、又は一方当事者による適用データ保護法の遵守に直接関連する苦情又は問い合わせを監督当局から受領した場合、適用される法律で禁止されていない限り、速やかに顧客に通知するものとする。

3.6 個人データインシデントの通知

顧客データに影響を与える個人データインシデント（以下「顧客個人データインシデント」という。）が発生した場合、Contentsquareは、不当な遅滞なく、Contentsquareによるプロセッサーとしての個人データの処理に関連する顧客個人データインシデントについて、第10.7条に定める電子メールアドレス宛に顧客に通知し、当該インシデントを是正するために必要かつ合理的な措置を講じるものとする。さらに、Contentsquareは、処理の性質及びContentsquareが入手可能な情報を考慮して、顧客が適用データ保護法に基づく義務を遵守するために必要な合理的な協力と支援を顧客に提供するものとする。各当事者は、本条に関連する潜在的な損害を軽減するために、相手方当事者を合理的に支援する。

3.7 セキュリティ及び情報セキュリティ管理

Contentsquareは、CSセキュリティセーフガード（Contentsquareにより隨時修正される可能性がある。ただし、かかる修正は、本DPAに定められたものと同一又は実質的に類似の安全義務を課すものとする。）に定められた措置を含む、本DPAに基づいて処理される個人データを保護するための業界標準の技術的及び組織的措置を維持するものとする。Contentsquareは、本契約及び本DPAの履行に厳密に必要な範囲でのみ、処理中の個人データへのアクセスをその従業員に許可するものとする。Contentsquareは、個人データを処理する権限を持つ人物が守秘義務を負っているか、又は適切な法定の守秘義務を負っていることを保証するものとする。顧客は、本契約の該当するセクションに従って技術セキュリティ監査を実施する権利を有するものとする。

4. サブプロセッサー

4.1 現在のサブプロセッサーの使用に対する承認 顧客は、Contentsquareが、本第4条の条件に従って、CSサービスの提供に関連して個人データを処理するために、別紙1のリンク先に記載されているサブプロセッサー（以下「サブプロセッサーリスト」という。）を使用することを認め、同意するものとする。

4.2 サブプロセッサーの変更の通知 顧客は、ContentsquareがCSサービスの提供に関連して個人データを処理するために新しいサブプロセッサーを雇うことができるることを認め、同意するものとする。顧客は、別紙1に記載されているサブプロセッサーリストのリンク先のフォームに記入することによって、新しいサブプロセッサーが訪問者データにアクセスする前に、サブプロセッサーリストにかかるサブプロセッサーが加わったという通知を購読することができる。

4.3 新しいサブプロセッサーに対する異議申立権 顧客は、プライバシー又はセキュリティ上の合理的な懸念に基づいて、上記第4.2条に定めるContentsquareの通知を受け取ってから30曆日以内に privacy@contentsquare.com に電子メールを送信することにより、Contentsquareによる新しいサブプロセッサーの使用に異議を申し立てることができる。かかる期間内に書面でそのような新しいサブプロセッサーに異議を申し立てなかった場合、顧客は新しいサブ

ロセッサーを受け入れたものとみなす。顧客が新しいサブプロセッサーに合理的に異議を申し立てた場合、Contentsquareは、次のオプションのいずれか（Contentsquareの単独の裁量で選択される。）を通じて異議を是正する権利を有するものとする。

- (i) Contentsquareは、顧客データに関してその新しいサブプロセッサーの使用を中止する。
- (ii) Contentsquareは、その新しいサブプロセッサーに、顧客が異議申立てに記載したギャップを是正する措置（この措置は、顧客の異議を解決するための措置とみなされる。）を実施するよう指示し、その新しいサブプロセッサーを使用して顧客の個人データを処理する（以下「異議申立ての是正措置」という。）。

Contentsquareが異議申立ての通知を受け取ってから30暦日以内に上記の異議申立ての是正措置のいずれかを実施できない場合、顧客は、唯一の救済策として、異議を申し立てられたサブプロセッサーを使用せずにContentsquareが提供することができないCSサービス又はプロフェッショナルサービスに関してのみ、本契約及び本DPAを終了させることができる。Contentsquareは、Contentsquareが提供することができないかかるCSサービス又はプロフェッショナルサービスに関するすべての前払いされた料金を、その時点における契約期間に基づいて日割りで顧客に返金するものとする。顧客は、本第4条の規定に従って承認されたサブプロセッサーの使用又は本第4.3条に記載された状況における本契約及び/又は本DPAの終了（返金の要求を含むがこれに限られない。）を理由として、さらなる請求をContentsquareにすることはできない。

4.4 サブプロセッサーとの契約

Contentsquare又はContentsquare関連会社は、個人データの保護に関する適切な保護措置を含む書面による契約を各サブプロセッサーと締結している。Contentsquareが顧客のために特定の処理を行うため新しいサブプロセッサーを雇用する場合、本DPAに定められたものと同じ又は実質的に類似のデータ保護義務が契約によって当該新しいサブプロセッサーに課されるものとし、特に、かかる処理が適用データ保護法の要件を満たすような適切な技術的及び組織的措置を実施することを十分保証するものとする。

5. 個人データの返却、匿名化、削除

CSサービスが組み込みの顧客データの削除又は返却メカニズムを提供していない場合を除き、本契約の終了、又はprivacy@contentsquare.comに電子メールを送信してContentsquareに書面で通知することにより、そして顧客の選択により、Contentsquareは、当該顧客のためにContentsquareが処理した個人データ（一時ファイルを含む。）を削除又は顧客に返却するものとする。また、Contentsquareは、適用データ保護法に基づいてコピーを保持する法的権利又は義務を有さない限り、かかる個人データの既存のコピーを廃棄するものとし、その場合、Contentsquareは、当該個人データのコピーを保持する限り、本DPAを遵守するものとする。

6. データの越境移転

6.1 データの越境移転の条件

顧客は、Contentsquareが、サブプロセッサーリストに規定されているように、本契約の履行に必要な場合、欧州経済領域（EEA）及び/又は英国以外の国（以下「EEA/英國域外」）を含むグローバルベースで個人データを処理することができる事を了承し、同意するものとする。顧客は、サブプロセッサーリストに記載されている場所への個人データの移転に同意し、かかる管轄区域間の移転の根拠が許容されるものと認める。

6.2 十分性認定

個人データは、欧州委員会又は英国及びスイスの管轄当局によって十分なレベルと認められた（以下「十分性認定」という。）データ保護を提供するEEA/英國域外に、追加の保護措置を必要とすることなく移転される場合がある。

6.3 標準契約条項

個人データの処理に、EEA及び/又は英国から十分性認定の対象となっていないEEA/英國域外（以下「非十分性認定国」という。）への（直接又は転送による）移転が含まれ、適用データ保護法で承認された代替手段によるかかる移転又は開示が許されない場合、両当事者は、別紙2（標準契約条項）に定める条件が適用されることに同意する。本DPA又は本契約のいずれかの条項が、直接的又は間接的に標準契約条項と矛盾する場合、標準契約条項の規定が優先するものとする。Contentsquareは、適用データ保護法で要求される移転義務を遵守することを約束する。

6.4 データ・プライバシー・フレームワーク

EU、英国、ジブラルタル及びスイスから米国への個人データの移転について、Contentsquareは、米国商務省に対し、(i) EUから受領した個人データの処理に関する米欧データ・プライバシー・フレームワーク、(ii) 英国から受領した個人データの処理に関する、英国にも拡張された米欧データ・プライバシー・フレームワーク、及び(iii) スイスから受領した個人データの処理に関する米瑞データ・プライバシー・フレームワークの要件を遵守していることを認めている。Contentsquareの公式の認定は、次のリンクから見ることができる：<https://www.dataprivacyframework.gov/list>。個々のデータ保護当局又は政府によって上記の移転メカニズムのいずれかが無効とされた場合、又はContentsquareが適用のあるデータ・プライバシー・フレームワークの下で認定されなくなった場合、両当事者は、サービス提供の一環として移転を実施するために、別紙2に添付さ

れた標準契約条項に依拠することに同意する。

7. 関連会社とのコミュニケーション

顧客は、本DPAに基づくContentsquareとのすべてのコミュニケーションを調整する責任を負うものとし、その関連会社を代表して本DPAに関連する連絡を行ったり受領したりする権利を有するものとする。

8. 第三者への開示

Contentsquareは、第三者から本DPAに基づいて処理された個人データの開示の要求を受け、当該要求の遵守が要求され又は適用のある法律によって要求されると主張される場合、適用のある法律で禁止されている場合を除き、不当な遅滞なく、いかなる場合も7営業日以内に、顧客及び適用のある法律によって義務付けられている場合にはデータ主体に通知するものとする。Contentsquareは、法的拘束力のない個人データ開示の要求を拒否するものとする。

9. カリフォルニア州消費者プライバシー法

9.1 「適用データ保護法」の定義には、2020年カリフォルニア州プライバシー権法による改正を含む、2018年カリフォルニア州消費者プライバシー法（カリフォルニア州民法第1798.100条以下）（以下、総称して「CCPA」という。）が含まれる。

9.2 別段の定めがある場合を除き、CCPAで定義されているとおり、「コントローラー」の定義には「ビジネス」が、「プロセッサー」の定義には「サービスプロバイダー」が、「データ主体」の定義には「消費者」が、「個人データ」の定義には「個人情報」が、それぞれ含まれるものとする。

9.3 Contentsquareがサービスプロバイダーとして行動する場合、Contentsquareは以下の行為を行わないものとする。

9.3.1 本契約及び本DPAに規定されているように、個人データの提供目的以外の目的で当該個人データを保持、使用、又は開示すること。

9.3.2 本契約の両当事者間の直接の取引関係の外で個人データを保持、使用、又は開示すること。

9.3.3 法律で許容されている場合を除き、Contentsquareが顧客から又は顧客に代わって受け取った個人データと、Contentsquareがその他の個人から若しくは当該個人に代わって受け取った、又はデータ主体とのやり取りから収集した個人データを組み合わせること。

9.3.4 顧客の書面による事前の同意なしに、本DPAに基づいて処理された個人データを（CCPAにおける定義のとおり）「販売」又は「共有」すること、及び、本契約又は本DPAに基づくContentsquareとの個人データのやりとりが、CCPAに基づく当該個人データの「販売」又は「共有」とみなされるような行為を行うこと。

9.4 Contentsquareは、CCPAの規則、要件及び定義を理解していることを表明及び保証し、CCPAに基づく義務を履行することができなくなったと判断した場合には顧客に通知するものとする。

9.5 Contentsquareは、本DPAの第4条（サブプロセッサー）に規定されているように、そのサブプロセッサーがCCPAにおけるサービスプロバイダーであり、Contentsquareとの間で本DPAと実質的に類似した条件を含む契約を書面により締結していることを保証する。Contentsquareは、サブプロセッサーに対して適切なデューデリジェンスを実施する。

9.6 本DPAの第3.3条（データ主体リクエストへの協力）に記載されているデータ主体リクエストに関するContentsquareの義務は、CCPAに基づく消費者の権利に適用される。

10. その他の規定

10.1 **変更** 本DPAの変更は、両当事者の書面による合意によって行われるものとする。ただし、顧客は、適用データ保護法に違反することなく個人データの処理が行われる（又は継続される）ようにするため、適用データ保護法における変更又は同法に基づく管轄当局の決定の結果として要求される場合には、少なくとも45暦日前にContentsquareに書面で通知することにより、本DPAの変更を書面で要求することができる。かかる要求を受領した場合、(a) Contentsquareは、そのような変更の要求に対応するために商業的に合理的な努力をするものとし、(b) 顧客は、その結果としてContentsquareを追加のリスクから保護するためにContentsquareが提案した本DPAの変更に対する同意を不当に保留又は遅滞させてはならない。顧客が本第10.1条に基づく通知をした場合、両当事者は、提案された変更について速やかに協議し、合理的に実行可能な範囲で速やかに、かかる変更案又は顧客の通知において特定された要件に対応するように設計された代替の変更案に合意してこれを実施することを目指して、誠実に交渉するものとす

る。両当事者が顧客の通知から30日以内にかかる合意に達することができない場合、顧客又はContentsquareは、他方当事者に書面で通知することにより、提案された変更（又はその欠如）の影響を受けるサービスに関連する範囲で、即時に本契約を終了させることができる。顧客は、本第10.1条に規定されている本契約及び本DPAの終了により、Contentsquareに対してさらなる請求をすることはできない。

10.2 分離性 本DPAの個々の条項が無効又は執行不能であると判断された場合であっても、本DPAのその他の条項の有効性及び執行可能性はその影響を受けない。

10.3 責任の制限 本DPA及び標準契約条項に起因又は関連する各当事者及びその各関連会社の責任は、契約、不法行為、又はその他の根拠に基づく責任であるかを問わず、本契約に定められた責任の制限及び除外の対象となり、当該セクションにおいて言及されているある者の責任は、当該当事者及びそのすべての関連会社の本契約（本DPAを含む。）における責任の総計を意味する。

10.4 GDPRに基づく責任と補償の制限 上記第10.3条に従い、Contentsquareは、(i) データプロセッサーに特に関係しているGDPRの義務を遵守せず、又は(ii) 顧客の適法な書面による指示の範囲外で又はこれに反して行動した処理によって生じた損害に対してのみ責任を負うものとする。Contentsquareと顧客が、データ主体に損害を与えた本契約（本DPAを含む。）に基づく処理に関与している場合、補償の請求を受けた当事者は、まず当該データ主体に支払われるべき補償金（又はその他の補償金）の全額を負担し、その後、本条に定められた条件に従い、当該データ主体への補償金の一部を、当該損害に対する責任に応じて他方当事者に請求することができる。

10.5 罰則・罰金 両当事者は、ある当事者が適用データ保護法のいずれかの規定に違反した場合、罰則及び/又は行政罰としての罰金の対象となりうることを認める。なお、これには、GDPRが適用される場合には、第83条第4項、第5項及び第6項で言及されている行政罰としての罰金が含まれるが、これらに限定されない。

10.6 準拠法 本DPAの準拠法及び解釈は、適用データ保護法に別段の定めがない限り、本契約の準拠法の条項に従うものとする。

10.7 通知 別段の明示がない限り、本DPAに基づくすべての通知は、英語の書面によるものとし、(i) Contentsquareに送る場合にはprivacy@contentsquare.comに、(ii) 顧客に送る場合には本注文書に記載されている連絡先又は[顧客の通知用のメールアドレス]に、それぞれ送るものとする。当事者がこれらのメールアドレスを変更したい場合、連絡先メールアドレスで他方当事者に書面で通知するものとする。

11. 別紙

11.1 別紙1「処理の詳細」 本別紙1は、本DPAの一部を構成し、顧客が使用するCSサービスに応じて、本DPAの第2.1条に記載されているとおりContentsquareが実施する個人データの処理について説明するものである。

11.2 別紙2「データ移転に関する標準契約条項」

別紙1 - 処理の詳細 CSサービススケジュール

顧客に提供されるCSサービスに応じて、Contentsquareが顧客のために行う個人データの処理には、以下の別紙が適用されるものとする。

- **別紙1.A:** デジタル体験アナリティクス（以下「DXA」という。）（「CS Digital」、「CS Apps」及びDigital Experience Monitoring（デジタル体験モニタリング）（以下「DEM」という。）という名称でもライセンスされている。）、PA向けDXA拡張機能
- **別紙1.B:** プロダクトアナリティクス（以下「PA」という。）（「Heap」、「Heap Platform」及び「Heap Connect」という名称でもライセンスされている。）、DXAデータコネクト、PAデータコネクト、「ユーザーライフサイクルエクステンション」
- **別紙1.C:** 顧客の声（Voice Of Customer）（以下「VoC」という。）（「Hotjar」、「Ask」、「Engage」、又は「Observe」という名称でもライセンスされている。）

別紙1.A - デジタル体験アナリティクス処理の詳細

製品名	デジタル体験アナリティクス（「CS Digital」及び「CS Apps」という名称でもライセンスされている。）、PA向けDXA拡張機能 注:DXAデータコネクトについては、別紙1.Bプロダクトアナリティクス(PA)処理の詳細を参照してください。
処理の目的	Contentsquareは、以下の目的で個人データを処理するものとする。 i) 訪問者のデジタル経験と顧客のWebサイト/モバイルアプリのパフォーマンスを向上させるための訪問者のデジタル行動の分析及び訪問者のジャーニーの視覚化 ii) サポートと技術メンテナンスの提供 iii) 顧客がクライアント向けアドグリフダッシュボードを使用している場合: 顧客が許可したユーザーによるCSサービスプラットフォームの使用状況に関するレポートの提供 iv) データ主体リクエストの管理における顧客の支援
主題	顧客の指示に従った、本DPA、本契約、及びサービススケジュールに基づくContentsquareによるCSサービスの提供
データ主体のカテゴリー	個人データが処理されるデータ主体のカテゴリー: - 顧客のウェブサイト及びモバイルアプリの訪問者（以下「訪問者」という。）、及び - 顧客がクライアント向けアドグリフダッシュボードを使用している場合: 顧客の従業員、代理人、アドバイザー、フリーランサー、及び顧客からCSサービスの使用を許可された（自然人である）ベンダー（以下「ユーザー」という。）
個人データのカテゴリー	処理される訪問者個人データのカテゴリーは次のとおり： - オンライン識別情報（例:IPアドレス（Webサイトのみ）、Cookie ID、ユニークユーザーID、及びその他の同様のユニークな識別子） - 行動に関する情報（例:訪問者がウェブサイト又はアプリをどのように操作したか、マウス又はタッチの動き、スクロール、マウスクリック、画面タップ又はズーム情報、閲与した時間など） - ウェブサイト及びモバイルアプリの技術情報（例:訪問者が訪問したウェブサイト又はアプリのページ、訪問者のコンピューターのOSの種類、訪問者のウェブブラウザの種類、JSエラー、その他のバックエンド技術データなど） - 電子メールアドレス、ユーザー名、その他の個人データなど、顧客がCSサービスを通して提供した追加の訪問者個人データ。これらの追加の種類の個人データは、デフォルトでは、Contentsquareが顧客のために処理することではなく、かかる処理には顧客による明示的な選択を必要とする。 顧客がクライアント向けアドグリフダッシュボードを使用している場合: 処理されるユーザー個人データのカテゴリーは次のとおり： - 顧客がCSサービスを通して、又はCSサービスの利用に関連して提供した個人データ。
処理の性質	顧客の指示に従い、本DPA、本契約及びサービススケジュールに基づき、個人データは、収集、記録、整理、構造化、保存、適応、変更、検索、相談、使用、開示、結合、制限、消去、匿名化、及び破棄の処理操作の対象となる。
処理期間	Contentsquareは、本DPA及び本契約に従って、本契約の条件に基づくCSサービスの期間中、個人データを処理するものとし、両当事者が書面で別段の合意をしない限り、

	最初の収集日から13ヶ月を超えて個人データを保有しないものとする。
サブプロセッサー	サブプロセッサーの完全なリストは、 https://contentsquare.com/privacy-center/subprocessors/ から入手可能である。
処理及び保管の場所	処理及び保管の場所については、 https://contentsquare.com/privacy-center/subprocessors/ に記載されている。
セキュリティ対策	セキュリティ対策については、 https://trust.contentsquare.com/ に記載されている。

別紙1.B - プロダクトアナリティクス (PA) 処理の詳細

製品名	プロダクトアナリティクス（「Heap」、「Heap Platform」及び「Heap Connect」という名称でもライセンスされている。）。DXAデータコネクト、PAデータコネクト、「DXA向けPA拡張機能」、「ユーザーライフサイクルエクステンション」
処理の目的	Contentsquareは、以下の目的で個人データを処理するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> i) 顧客の製品及びサービス並びに訪問者のコンバージョン及びリテンションを向上させるための訪問者による顧客のウェブサイト、モバイルアプリ、その他の手段のジャーニーの分析 ii) サポートと技術メンテナンスの提供 iii) データ主体リクエストの管理における顧客の支援
主題	顧客の指示に従った、本DPA、本契約、及びサービススケジュールに基づくContentsquareによるCSサービスの提供
データ主体のカテゴリー	個人データが処理されるデータ主体のカテゴリー： <ul style="list-style-type: none"> - 訪問者
個人データのカテゴリー	処理される訪問者個人データのカテゴリーは次のとおり： <ul style="list-style-type: none"> - オンライン識別情報（例：IPアドレス、ユニークユーザーID、及びその他の同様のユニークな識別子） - 行動に関する情報（例：訪問者がウェブサイト又はアプリをどのように操作したか、ページの閲覧、クリック、送信、変更、関与した時間） - ウェブサイト及びモバイルアプリの技術情報（例：訪問者が訪問したウェブサイト又はアプリのページ、訪問者のコンピューターのOSの種類、訪問者のウェブブラウザの種類、その他のバックエンド技術データ） - 電子メールアドレス、ユーザー名、その他の個人データなど、顧客がCSサービスを通して提供した追加の訪問者個人データ。これらの追加の種類の個人データは、デフォルトでは、Contentsquareが顧客のために処理することはない、かかる処理には顧客による明示的な選択を必要とする。 <p><i>DXAデータコネクトのみ：</i></p> <p>DXAデータコネクト機能で処理される訪問者個人データのカテゴリーは、DXA機能によって処理される個人データと同じである：</p> <ul style="list-style-type: none"> - オンライン識別情報（例：IPアドレス（Webサイトのみ）、Cookie ID、ユニークユーザーID、及びその他の同様のユニークな識別子） - 行動に関する情報（例：訪問者がウェブサイト又はアプリをどのように操作したか、マウス又はタッチの動き、スクロール、マウスクリック、画面タップ又はズーム情報、関与した時間など） - ウェブサイト及びモバイルアプリの技術情報（例：訪問者が訪問したウェブサイト又はアプリのページ、訪問者のコンピューターのOSの種類、訪問者のウェブブラウザの種類、JSエラー、その他のバックエンド技術データなど） - 電子メールアドレス、ユーザー名、その他の個人データなど、顧客がCSサービスを通して提供した追加の訪問者個人データ。これらの追加の種類の個人データは、デフォルトでは、Contentsquareが顧客のために処理することはない、かかる処理には顧客による明示的な選択を必要とする。
処理の性質	顧客の指示に従い、本DPA、本契約及びサービススケジュールに基づき、個人データは、収集、記録、整理、構造化、保存、適応、変更、検索、相談、使用、開示、結合、制限、消去、匿名化、及び破棄の処理操作の対象となる。
処理期間	Contentsquareは、本DPA、本契約及びサービススケジュールに従って、本契約の条件に基づくCSサービスの期間中、個人データを処理するものとし、両当事者が書面で別

	段の合意をしない限り、最初の収集日から37ヶ月を超えて個人データを保有しないものとする。 <i>DXAデータコネクトのみ:</i> 本DPA、本契約及びサービススケジュールに従って、本契約の条件に基づくCSサービスの期間中、個人データを処理するものとし、別紙1.A デジタル体験アナリティクスに規定されている期間を超えて個人データを保有しないものとする。
サブプロセッサー	サブプロセッサーの完全なリストは、 https://contentsquare.com/privacy-center/subprocessors/ から入手可能である。
処理及び保管の場所	処理及び保管の場所については、 https://contentsquare.com/privacy-center/subprocessors/ に記載されている。
セキュリティ対策	セキュリティ対策については、 https://trust.contentsquare.com/ に記載されている。

別紙1.C - 顧客の声 (VOC) / ユーザーテスト及びインタビュー - 処理の詳細

1/ アンケート・フィードバック

製品名	アンケート・フィードバック（「Ask」としてもライセンスされている。）
処理の目的	Contentsquareは、以下の目的で個人データを処理するものとする。 i) 訪問者の期待を理解し、訪問者の満足度と顧客のWebサイト/モバイルアプリを向上させるための訪問者による顧客の製品、サービス又は経験の分析 ii) サポートと技術メンテナンスの提供 iii) データ主体リクエストの管理における顧客の支援
主題	顧客の指示に従った、本DPA、本契約、及びサービススケジュールに基づくContentsquareによるCSサービスの提供
データ主体のカテゴリー	個人データが処理されるデータ主体のカテゴリー： - 訪問者
個人データのカテゴリー	処理される訪問者個人データのカテゴリーは次のとおり： - オンライン識別子（ユーザーID） - ジオロケーションデータ（国のみ） - 技術データ（参照URL、デバイスタイプのタイムスタンプ） - フィードバック又はアンケートにおいて顧客が要求した、氏名やメールアドレス等の追加の個人データ - 訪問者がフィードバック又はアンケートにおいて任意に提出した追加の個人データ
処理の性質	顧客の指示に従い、本DPA、本契約及びサービススケジュールに基づき、個人データは、収集、記録、整理、構造化、保存、適応、変更、検索、相談、使用、開示、結合、制限、消去、匿名化、及び破棄の処理操作の対象となる。
処理期間	顧客は、セルフサービスで、プラットフォーム内でいつでもデータを手動で削除することができる。アカウントを削除すると、データは自動的に削除される。
サブプロセッサー	サブプロセッサーの完全なリストは、 https://contentsquare.com/privacy-center/subprocessors/ から入手可能である。
処理及び保管の場所	処理及び保管の場所については、 https://contentsquare.com/privacy-center/subprocessors/ に記載されている。
セキュリティ対策	セキュリティ対策については、 https://trust.contentsquare.com/ に記載されている。

2/ インタビュー

製品名	インタビュー（「Engage」としてもライセンスされている。）
処理の目的	Contentsquareは、以下の目的で個人データを処理するものとする。 i) 訪問者の期待を理解し、訪問者の満足度と顧客のWebサイト/モバイルアプリを向上させるための訪問者による顧客の製品、サービス又は経験に関するリアルタイムのフィードバックの取得 ii) サポートと技術メンテナンスの提供 iii) データ主体リクエストの管理における顧客の支援

主題	顧客の指示に従った、本DPA、本契約、及びサービススケジュールに基づくContentsquareによるCSサービスの提供
データ主体のカテゴリー	<p>個人データが処理されるデータ主体のカテゴリー:</p> <ul style="list-style-type: none"> - コントローラーが本契約の条件に従ってプラットフォームにアクセスする権利を隨時付与した参加者、関連会社、及びその他の参加者（顧客の従業員、フリーランサー、又は請負業者を含むがこれらに限られない。） - コントローラーによって隨時追加されるその他のカテゴリーのデータ主体。総称して「参加者」という。
個人データのカテゴリー	<p>処理される参加者個人データのカテゴリーは次のとおり :</p> <ul style="list-style-type: none"> - 識別データ、連絡先の詳細。（参加者によって自発的に共有された）氏名、性別、国籍、国、電話番号、年齢、婚姻状況、公開されたFacebook又はLinkedInプロフィール情報を含むがこれらに限定されない。 - 教育及び職業に関するデータ：学歴、役職。 - インタビューの時間及びトピック名。 - 研究スクリーニング的回答で参加者が共有した個人データ。 - インタビューの録音内容。以下を含むが、これらに限定されない。 <ul style="list-style-type: none"> • ビデオ、オーディオ、画面共有のビデオ録画 • 録音 • すべての会議中のチャット及びメモのテキストファイル • 音声トランスクリプトのテキストファイル • 会議中の質疑応答、投票及びアンケート情報 - 顧客から隨時要求される追加の個人データ。
処理の性質	顧客の指示に従い、本DPA、本契約及びサービススケジュールに基づき、個人データは、収集、記録、整理、構造化、保存、適応、変更、検索、相談、使用、開示、結合、制限、消去、匿名化、及び破棄の処理操作の対象となる。
処理期間	Contentsquareは、本DPA、本契約及びサービススケジュールに従って、本契約の条件に基づくCSサービスの期間中、個人データを処理するものとする。 Contentsquareは、インタビューの記録をインタビューの日から2年間保管する。
サブプロセッサー	サブプロセッサーの完全なリストは、 https://contentsquare.com/privacy-center/subprocessors/ から入手可能である。
処理及び保管の場所	処理及び保管の場所については、 https://contentsquare.com/privacy-center/subprocessors/ に記載されている。
セキュリティ対策	セキュリティ対策については、 https://trust.contentsquare.com/?product=hot に記載されている。

3/ ユーザーテスト

製品名	ユーザー テスト（「Engage」としてもライセンスされている。）
処理の目的	Contentsquareは、以下の目的で個人データを処理するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> i) 訪問者の期待を理解し、訪問者の満足度と顧客のWebサイト/モバイルアプリを向上させるための訪問者によるデジタル体験の観察 ii) サポートと技術メンテナンスの提供 iii) データ主体リクエストの管理における顧客の支援
主題	顧客の指示に従った、本DPA、本契約、及びサービススケジュールに基づくContentsquareによるCSサービスの提供
データ主体のカテゴリー	個人データが処理されるデータ主体のカテゴリー:

	<ul style="list-style-type: none"> - コントローラーが本契約の条件に従ってプラットフォームにアクセスする権利を隨時付与した、テスター、関連会社、及びその他の参加者（顧客の従業員、フリーランサー、又は請負業者を含むがこれらに限られない。）等の権限を付与されたユーザー - コントローラーによって隨時追加されるその他のカテゴリーのデータ主体。総称して「参加者」という。
個人データのカテゴリー	<p>処理される参加者個人データのカテゴリーは次のとおり：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 識別データ、連絡先の詳細。（参加者によって自発的に共有された）氏名、性別、国籍、国、電話番号、年齢、婚姻状況、公開されたFacebook又はLinkedInプロフィール情報を含むがこれらに限定されない。 - 教育及び職業に関するデータ：学歴、役職。 - ユーザーテストの時間及びトピック名。 - 研究スクリーニング的回答で参加者が共有した個人データ。 - ユーザーテストの録音内容。以下を含むが、これらに限定されない。 <ul style="list-style-type: none"> • ビデオ、オーディオ、画面共有のビデオ録画 • 録音 • すべての会議中のチャット及びメモのテキストファイル • 音声トランスクリプトのテキストファイル • 会議中の質疑応答、投票及びアンケート情報 <p>顧客から隨時要求される追加の個人データ。</p>
処理の性質	顧客の指示に従い、本DPA、本契約及びサービススケジュールに基づき、個人データは、収集、記録、整理、構造化、保存、適応、変更、検索、相談、使用、開示、結合、制限、消去、匿名化、及び破棄の処理操作の対象となる。
処理期間	Contentsquareは、本DPA、本契約及びサービススケジュールに従って、本契約の条件に基づくCSサービスの期間中、個人データを処理するものとする。 Contentsquareは、ユーザーテストの記録をユーザーテストの日から2年間保管する。
サブプロセッサー	サブプロセッサーの完全なリストは、 https://contentsquare.com/privacy-center/subprocessors/ から入手可能である。
処理及び保管の場所	処理及び保管の場所については、 https://contentsquare.com/privacy-center/subprocessors/ に記載されている。
セキュリティ対策	セキュリティ対策については、 https://trust.contentsquare.com/?product=hot に記載されている。

別紙2 - データ移転に関する標準契約条項

1. EU SCCs

EEAから非十分性認定国への移転の場合、EU SCCsは、以下のとおり締結され（この参照により本DPAに組み込まれ）、完成したものとみなされる。

1.1 適用モジュール

以下に示すモジュールが適用される。

X モジュール2（コントローラーからプロセッサー）：本DPA第2.1条に記載されているデータ処理に適用され、顧客はコントローラーとして行動し、Contentsquareはプロセッサーとして行動する。

X モジュール3（プロセッサーからプロセッサー）：本DPA第2.1条に記載されているデータ処理に適用され、顧客はプロセッサーとして行動し、Contentsquareはサブプロセッサーとして行動する。

1.2 オプション

各モジュールについて、

- (a) 第7条では、オプションのドッキング条項が適用される。
- (b) 第9条では、オプション2（書面による一般承認）が適用され、サブプロセッサーの変更の事前通知の期間は、本DPA第4.2条（サブプロセッサーの変更の通知）に規定されているとおりとする。
- (c) 第11条では、オプションの言語は適用されない。
- (d) 第17条では、オプション1が適用され、EU SCCsはフランスの法律に準拠する。
- (e) 第18条(b)では、紛争はフランスの裁判所で解決される。

1.3 データ輸出者及びデータ輸入者

EU SCCsのPart A別紙Iに従い、両当事者は、以下のとおりデータ輸出者及びデータ輸入者を特定する。

データ輸出者	本契約に定義されているとおり
住所	本契約に定めるとおり
担当者の氏名、役職及び連絡先	本契約に定めるとおり
EU SCCsに基づいて移転されるデータに関する活動	ContentsquareからのCSサービスの調達及びCSサービスを受ける過程
署名及び日付	本契約を締結することにより、顧客は、本契約の締結日をもって、本契約に組み込まれた附属書を含むEU SCCsに署名したものとみなされる。
役割	本DPA第2.1条（両当事者の役割）に定めるとおり

データ輸入者	Contentsquare
住所	本契約に定めるとおり
担当者の氏名、役職及び連絡先	Contentsquareプライバシーチーム - privacy@contentsquare.com
EU SCCsに基づいて移転されるデータに関する活動	本契約に基づく顧客によるCSサービスの利用に伴う個人データの処理
署名及び日付	本契約を締結することにより、顧客は、本契約の締結日をもって、本契約に組み込まれた附属書を含むEU SCCsに署名したものとみなされる。
役割	本DPA第2.1条（両当事者の役割）に定めるとおり

1.4 移転の説明

個人データが転送される可能性のあるデータ主体のカテゴリー	本DPA別紙1（処理の詳細）に記載されているとおり、顧客が購入した製品により異なる。
移転される個人データのカテゴリー	本DPAの別紙1（処理の詳細）に記載されているとおり、本契約に基づいて顧客に提供されるCSサービスにより異なる。

移転される機密データ（該当する場合）	該当なし
移転の頻度	本契約期間中継続的に
処理の性質	本DPAの別紙1（処理の詳細）に記載されているとおり、本契約に基づいて顧客に提供されるCSサービスにより異なる。
データ移転とさらなる処理の目的	本DPAの別紙1（処理の詳細）に記載されているとおり、本契約に基づいて顧客に提供されるCSサービスにより異なる。
個人データの保持期間、又はこれを示すことができない場合には、その期間を決定するために使用される基準	本DPAの別紙1（処理の詳細）に記載されているとおり、本契約に基づいて顧客に提供されるCSサービスにより異なる。
（サブ）プロセッサーへの移転について、処理の主題、性質及び処理期間は以下とおりとする。	サブプロセッサーへの移転は、EU SCCs、本契約及びそのサービススケジュール、並びに本DPAの条件と一致するものとする。

1.5 管轄監督当局

EU SCCs Part Cの附属書Iに関しては、フランスデータ保護当局が管轄監督当局となる。

1.6 処理のセキュリティ

本DPA第3.7条（セキュリティ及び情報セキュリティ管理）に規定されているCSセキュリティセーフガードは、EU SCCsの附属書IIとして機能する。

1.7 サブプロセッサー

本DPA第4.1条で参照されているリストは、EU SCCsの附属書IIIとして機能する。

2. 英国SCCs

1. 英国から非十分性認定国への移転の場合、英国SCCsは、以下のとおり締結され（この参照により本DPAに組み込まれ）、完成したものとみなされる。
 - 1.1 英国SCCsの表1は、本別紙2第1.3条（データ輸出者及びデータ輸入者）に定められた対応する情報によって完成したものとみなされる。
 - 1.2 英国SCCsの表2は、本別紙2第1.2条（オプション）に定められた対応する情報によって完成したものとみなされる。
 - 1.3 英国SCCsの表3において、
 - (a) 附属書1,Aは、本別紙2第1.3条（データ輸出者及びデータ輸入者）に定められた対応する情報によって完成したものとみなされる。
 - (b) 附属書1,Bは、本別紙2第1.4条（移転の説明）に定められた対応する情報によって完成したものとみなされる。
 - (c) 本DPA第3.7条（セキュリティ及び情報セキュリティ管理）に規定されているCSセキュリティセーフガードは、附属書IIとして機能する。
 - (d) 本DPA第4.1条（現在のサブプロセッサーの使用に対する承認）において定義されているサブプロセッサーリストは、附属書IIIとして機能する。
 - 1.4 英国SCCsの表4は、「いずれの当事者も該当しない」と記入するものとする。